

海外駐在員の税務支援業務のご案内

新型コロナウィルスの拡大により、日本と諸外国との往来の制限が依然続いている状況ですが、一時的に日本に帰国させていた海外駐在員に関する日本側での課税問題が注目されております。

海外駐在員の派遣にあたっては、出国前・出国中・帰国後とそれぞれのシチュエーションで、日本親会社側の各種税務処理の取り扱いに留意すべき点がございます。

また、近年の税制改正により、国外転出時の所得税課税や相続税基礎控除の引き下げによる相続税課税対象者の拡大など、海外駐在員個人の日本での税務に留意すべき点が増えてきております。

大野木会計グループでは、東京、中国北京・天津に拠点を有しており、実務経験豊富な税理士が、海外に子会社を有する法人や海外駐在する個人の方々へ各種税務手続きを支援いたします。

▷ 日本親会社向け支援業務

税務相談顧問業務

既存の税理士先生とのご関係はそのままに、セカンドオピニオンとして海外税務にかかる税務相談をお受けいたします。

非居住者税務申告支援

海外子会社の駐在員について、会社の指揮命令により日本での滞在により、国外払い給与について日本の納税義務が生じることとなった場合、国外払い給与について日本での所得税準定申告(172条申告)手続きをお手伝いいたします。

▷ 海外駐在員向け支援業務

個別税務相談業務

海外駐在員の日本での各種税務に関し、より個別性の高い相談をお受けいたします。

親から相続した賃貸不動産がある。→海外駐在中の不動産所得申告や売却した時の申告はどうする？

母親が都市部に不動産と金融資産を保有している。→相続税がかかりそうだが、何か対策はないか？

日本帰任後中国現地法人から賞与が支払われた。→日本での税務申告はどうすればよいか？ 等

納税管理人及び税務申告代理

海外駐在員で日本の所得税、消費税、相続贈与税等各種税務申告手続きその他税務手続きが必要な方について、納税管理人の受任及び各種税務手続きの代理をいたします。

上記各業務、その他会計税務や中国ビジネスに関するご相談がございましたら、以下担当者まで遠慮なくお問い合わせください。(WEB会議でのご面談も随时お受けしておりますのでお気軽にお申し出ください。)

【東京】大野木総合会計事務所 中国事業室:安達 友信 E-MAIL:adachi@ohnogi-cpa.co.jp

電話:03-5532-1677



【中国】北京大野木マイツ諮詢有限公司・天津大野木マイツ諮詢有限公司

総 経 理 :平出 和弘 E-MAIL:hiraide@ohnogi-cpa.co.jp

電話: +86-22-2330-1118